

森を育む紙製飲料容器普及協議会規約

第1条(名称)

本会は、森を育む紙製飲料容器普及協議会(以下「協議会」という。)と称する。

第2条(事務所)

協議会の事務所は、東京都台東区台東、凸版印刷株式会社内に置く。

第3条(目的)

協議会は、「日本の森林を育てる紙についての勉強会」の活動趣旨をふまえ日本の森を育む紙製飲料容器の需要及び供給の拡大をはかり、日本の環境保全に貢献することを目的とする。

第4条(事業)

協議会は、その目的を達成するため次の事業をおこなう。

推奨商品の登録

2. 推奨商品の普及啓蒙
3. 会員相互、関係団体等との連絡、情報交換
4. 前各号に掲げるもののほか、協議会目的達成のために必要な事業

第5条(会員)

協議会は、第3条の目的に賛同し、前条の事業を共同して行うものを「会員」とする。

2. 協議会の趣旨に賛同するものを「賛助会員」とすることができる。
3. 新たに会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会員2名以上の推薦を経て理事会の承認を受けるものとする。

第6条(退会)

会員及び賛助会員が退会をする場合は、会長に対し30日前までに書面により通知するものとする。

2. 協議会の目的に反し、又は協議会の秩序を著しく乱した者は、理事会の議決により除名することができる。

第7条(会費)

会員及び賛助会員は別表に定める年会費を支払うものとする。

2. 既納の年会費は、如何なる事由であっても返還しないものとする。

第8条(役員)

協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名以内
専務理事	1名
理事	10名以内
監事	2名

2. 役員は、総会の議決により選任する。
3. 会長及び副会長は、理事のうちより理事会において互選する。
4. 会長は、理事のうちから専務理事を選任することができる。

第9条(役員の職務)

会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して協議会の常務を執行し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、協議会の主要業務を審議し、監事は協議会の業務及び予算、決算等の財務状況を監査する。

第10条(役員任期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期途中で退任する役員の後任役員任期は、前任者の残存期間とする。

第11条(運営)

協議会は、会員による協議制とし、総会及び理事会により運営する。

第12条(総会)

総会は毎年度1回開催することとし、臨時総会は理事会が必要と認めた場合に開催することができる。

2. 総会においては、規約の変更、毎年度の事業計画、収支予算、収支決算、入会金及び年会費の改定、役員選任及びその他重要な事項を審議決定する。
3. 総会は、会員及び賛助会員の出席により開催し、議決は会員により行う。
4. 会員は、総会において各一個の議決権を有する。
5. 総会は、少なくとも会日の14日前までに日時、場所、議題を記載した書面をもって会員及び賛助会員に通知する。但し緊急の場合はこの限りではない。
6. 総会は、議決権の過半数の出席により成立し、法令または本規約に特別の定めがある場合を除き、出席会員の議決権の過半数の賛成により決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
7. 議決権は、会長に委任状を提出することにより代理権を行使できる。
8. 総会の議長は会長がこれに当たる。会長に事故ある時はその代理者が当たる。
9. 総会の議事録は議長が作成し、議長及び出席者の2名以上がこれに記名捺印するものとする。

第13条(理事会)

理事会は必要の都度、随時開催する。

2. 理事会においては、協議会の運営及び活動に関する事項を審議決定する。
3. 理事会は、少なくとも会日の3日前までに日時、場所、議題を記載した書面をもって理事に通知する。但し、緊急の場合はこの限りではない。
4. 理事会は理事の過半数の出席で成立し、出席理事の過半数の賛成で決する。
5. 理事会の議長には会長がこれに当たる。会長に事故ある時はその代理者が当たる。
6. 理事会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席理事のうち2名以上が記名捺印するものとする。
7. 理事会は、必要により、賛助会員の出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

第14条(経費)

協議会の経費は、年会費及びその他の収入をもってあてる。

第15条(事業年度)

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第16条(解散及び清算)

協議会は下記の事由の場合には解散し、清算を行なう。

- 1) 総会で決議された場合
 - 2) 協議会が合併する場合
 - 3) 協議会が破産した場合
 - 4) 協議会の事業全てを他に譲渡する場合
 - 5) 公的機関等による解散命令があった場合
2. 協議会が解散する場合は、総会において清算人を定めるものとする。

第17条(その他)

本規約に定めなき事項に関しては理事会の審議を経て総会での決議により決することとする。

平成16年4月14日制定

(別表)

年会費は以下の通りとする。

会 員	100,000円/一口
賛助会員	50,000円/一口